

確定申告、市・県民税の申告 提出は3月17日(月)まで

所得税の確定申告期間は2月17日(月)～3月17日(月)、市・県民税の申告期間は1月23日(休)～3月17日(月)です。

確定申告書は国税庁ホームページからダウンロードできます(市役所、各行政サービスセンターでは配布しません)。市・県民税申告書は、令和6年度に申告書を提出した方のうち、令和7年度も提出が必要な方へ1月23日(休)に発送予定です。

インターネットで確定申告

e-Tax(国税電子申告・納税システム)を利用すると、パソコン・スマホで所得税・贈与税・消費税の確定申告ができます。国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の案内に従い入力することで、e-TaxのID(利用者識別番号)取得から申告書の作成・送信まで可能です。



▲国税庁HP

申告に必要なもの(令和6年中のもの)

収入金額が分かるもの	①源泉徴収票(給与・公的年金等)の原本 ②支払調書の原本 ③収支内訳書・青色申告決算書
控除金額が分かるもの	④控除証明書(国民年金保険料・生命保険料・地震保険料)の原本 ⑤納付済確認書(国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料) ⑥医療費控除の明細書 ⑦セルフメディケーション税制の明細書 ⑧障害者手帳の写しなど ⑨寄附金の領収書の原本
その他	⑩本人・扶養親族のマイナンバーが分かるもの ⑪本人確認書類(マイナンバーカード・保険証など) ⑫本人名義の口座が分かるもの(還付がある場合のみ) ⑬利用者識別番号(過去にe-Taxや申告会場で番号を取得して確定申告をした方のみ)

※申告内容により必要書類が異なります。

※源泉徴収票に記載された控除の書類は不要です。

※⑥⑦は領収書での申告はできません。事前に令和6年分の合計金額の集計や明細書の記入をしてください(医療費の補填金含む)。

※⑥⑦はいずれかのみ適用を受けられます。

☎ 所得税の確定申告…柏税務署 ☎04-7146-2321、市・県民税の申告…課税課・内線401

税理士による確定申告の無料相談会 (申告書の相談・作成ができます)

日にち	場所	受付時間	定員
1月24日(金)	アビスタ	9時～15時30分 ※入場整理券は8時30分から配布 (待機者多数時は早める場合あり)	各日先着 160人
2月10日(月)	湖北地区公民館		

☎ 年金受給者、給与所得者、小規模納税者

※贈与税、住宅借入金等特別控除(適用1年目の方)、譲渡所得(土地・建物・株式など)、相続税の相談はできません。

※作成済みの申告書の預かりはできません。柏税務署に郵送・持参してください。

☎ 柏税務署 ☎04-7146-2321

柏税務署 申告書作成会場を開設 (所得税、贈与税、個人消費税)

日にち	場所	受付時間
2月17日～3月17日(月)～(金)(休を除く) ※3月2日(日)は開場	柏税務署	8時30分～16時 ※相談は9時～

※入場整理券は、当日会場で配布または事前に国税庁LINE公式アカウント(ID[@kokuzei])で取得できます。

※駐車場は4月中旬まで利用できません(体が不自由な方は専用駐車場を利用可)。

☎ 柏税務署 ☎04-7146-2321

教育委員に横山春奈さんを任命

蒲田知子さんの任期満了に伴い、令和6年12月26日付けで横山春奈さんを任命しました。

☎ 教育委員会総務課 ☎04-7185-1110

会計年度任用職員

放課後対策事業スタッフ(サブリーダー) 募集

任期 3月31日まで※再任あり

勤務時間 13時～19時、学校休業日…7時45分～19時(シフト制)

勤務場所 並木・高野山・湖北台西・湖北台東・湖北小学校

☎ 放課後や長期休業日の児童保育・生活支援など

☎ 資格など条件あり(市ホームページ参照)

採用人数 3～4人 ☎ 時給1,240円 ☎ 書類、面接

☎ 登録申込書(市ホームページからダウンロード可)を郵送・持参。〒270-1192市役所子ども支援課(西別館2階、住所省略可)・内線447



▲市HP

市の申告会場

☎ 市・県民税の申告受付、作成済みの確定申告書の預かり、確定申告書の作成相談(公的年金受給者、障害者控除対象者(本人)のみ)

日にち	場所	受付時間	定員
2月17日(月)	布佐南近隣センター ※車での来場不可		各日先着 120人
2月18日(火)	天王台北近隣センター ※車での来場不可	9時～11時30分、 13時～15時 ※入場整理券は8 時30分から配布	
2月19日(水)・20日(木)	湖北地区公民館		
2月21日(金)・25日(火) ～28日(金)	アビイホール(イトー ヨーカドー我孫子南口 店) ※有料駐車場あり		

※会場へのお問い合わせはご遠慮ください。

※次の内容は柏税務署にお問い合わせください。…①事業所得(営業等・農業)、不動産所得 ②譲渡所得(土地・建物・株式など) ③上場株式等の配当所得 ④退職所得 ⑤上場株式等の配当と譲渡損失の損益通算など、申告分離課税の申告 ⑥住宅借入金等特別控除、雑損控除、政党等寄附金等特別控除、外国税額控除 ⑦青色申告、訂正申告、過年分の申告 ⑧国外居住親族の扶養、非居住者や死亡者の申告 ⑨相続税、贈与税、消費税の申告 ⑩その他、特殊な内容を含む申告

☎ 課税課・内線401

年金受給者の確定申告

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下かつ公的年金等以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要です(所得税の還付申告は可)。所得税の確定申告が不要な場合でも、市・県民税で医療費や生命保険料などの各種控除を受けるには、市・県民税の申告が必要です。

☎ 課税課・内線401

市・県民税の申告 (郵送での提出にご協力ください)

☎ 1月23日(休)～3月17日(月)(必着)に、必要書類を課税課(〒270-1192市役所課税課(本庁舎1階、住所省略可))に郵送・持参または市の申告会場に持参

※給与収入のみの方で、事業所が市に給与支払報告書を提出していない場合は申告が必要です。

※公的年金収入のみの方で、源泉徴収票記載の控除の他に受ける控除がない場合は申告不要です。

※確定申告をする方は申告不要です。

※令和6年中に収入がなかった方は、非課税証明書の発行、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料などの算定のために申告が必要となる場合があります。

☎ 課税課・内線401